

①県南地域（白河市）に居住していた申立人ら（申立人祖父、父母及び長女）について、野菜栽培のための畑（白河市所在）周辺の放射線量等を考慮して、平成24年1月から平成25年5月までの生活費増加費用（原発事故の影響により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用）の賠償が認められ（平成23年中の損害は直接請求で賠償済み。）、②稲作用の水田（白河市所在）において、原発事故以降放射性物質の吸収を抑制するために行ってきた塩化カリウム散布に代わるものとして令和3年3月頃に行った土の入替えに要した費用を支出した申立人父について、入替工事实施の合理性の程度を考慮して上記費用の5割の限度で賠償が認められ、③平成23年4月からの就職に備え、同年2月中に転出届を提出していたため、原発事故時の住民票上の住所が福島県外にあった申立人長女について、申立人ら提出に係る資料等に基づき、同年3月末まで白河市の住居に滞在していたことを認め、東京電力プレスリリース（令和5年1月31日付け）に基づく自主的避難等に係る損害10万円の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

1. 申立人ら全員分
生活費増加費用（自家消費野菜）
期間：平成24年1月1日から平成25年5月31日まで
110,500円
2. 申立人X1分
自主的避難等に係る損害
期間：平成23年3月11日から平成23年12月31日まで
100,000円
3. 申立人X2分
追加的費用（土の入れ替え費用、令和3年3月15日付け及び令和3年4月25日付け領収書分）
280,000円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として合計金490,500円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年6月18日

（仲介委員 大西 英敏）